

横浜市訓練・介助器具助成制度のご案内

「横浜市訓練・介助器具助成制度」は、訓練器具・自助具・介助用具（以下「器具等」という。）の使用による治療効果、訓練及び介助効果が期待できる場合に、器具等の購入費用を一部助成するものです。

1 対象者

18歳未満の横浜市内在住の障害児（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉保健手帳の交付を受けている方、又は療育や医療の提供を継続して受けている方）。

対象外となる場合

- ・入院（入所）中である場合。※退院（退所）が見込まれている場合は除きます。
- ・補装具費支給制度、横浜市重度障害者（児）日常生活用具給付等事業等の対象となる場合。
- ・使用目的が、補装具費支給制度、横浜市重度障害者（児）日常生活用具給付等事業等で受けた器具等の修理に伴う代替え及び予備等の使用目的が確認できた場合。

2 助成対象となる器具等 及び 助成限度額

訓練器具	椅子及びその付属品	マット類	歩行支援・訓練器具
	運動機能訓練器具	知育訓練器具	
介助用具・自助具	褥そう予防具	食事支援器具	移動支援器具
	排泄支援器具	聴力補助具※1	防音保護具
	視力補助具※2	手指機能補助器具	体調管理補助器具
	呼吸機能補助器具	頭部保護具	

助成限度額は37,800円（ただし※1、※2は助成限度額が異なります。）

※1 補聴器 55,800円、補聴システム 80,000円、それ以外 37,800円

※2 眼鏡・コンタクトレンズ 26,460円、それ以外 37,800円

3 助成額

原則、購入費用の3分の2を助成します。

※ただし、世帯の課税状況に応じて、助成額が異なります。

※課税状況に関わらず、助成限度額を超えた場合には**自己負担**となります。

世帯の課税状況	補助額
生活保護受給世帯 または 中国残留邦人等支援法による支援給付受給世帯	全額補助。ただし、助成限度額を超える場合は助成限度額満額まで支給。
市民税非課税世帯（注1）	全額補助。ただし、助成限度額を超える場合は助成限度額満額まで支給。
市民税課税世帯であって、市民税所得割額（注1）が最も高い方の税額が、46万（注2）未満の世帯	購入費用の3分の2を補助。ただし、購入費用の3分の2が助成限度額を超える場合は助成限度額満額まで支給。
いずれかの世帯員の市民税所得割額（注1）が46万円以上（注2）の世帯	助成対象外

（注1）市民税所得割額は、①申請する月が4～6月の場合：前年度

②7月～翌年度3月の場合：当該年度 のものを確認します。

（注2）該当年度の市民税所得割額から、以下①～④を計算します。

①政令市にお住まいの方であっても、平成29年度税制改正前の標準税率（6%）を用います。

②市民税所得割額は、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除が控除される前で計算します。

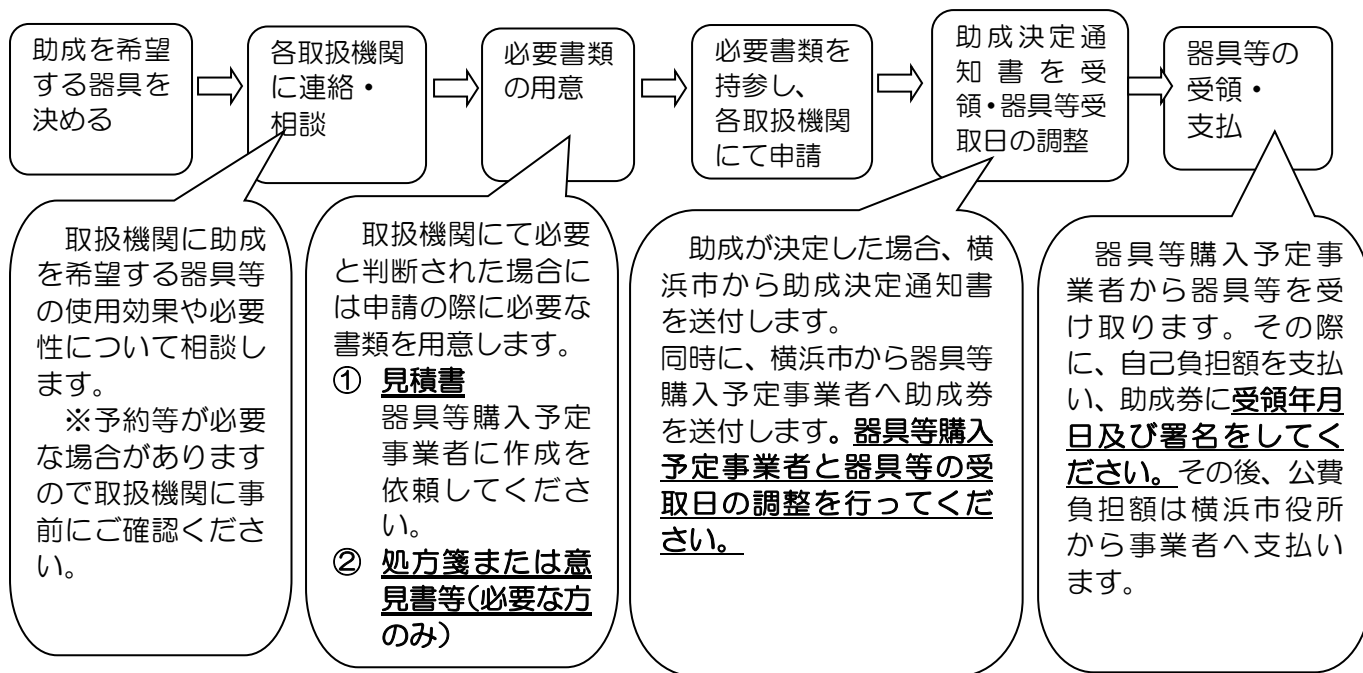
③年少・特定扶養親族控除が廃止される前の計算を用います。

④横浜市寡婦（夫）控除のみなし適用の対象となります。

4 申請の流れ（申請窓口：取扱機関）

※年度内（原則4月1日～翌年2月下旬※）に1回のみ行うことができます。

（※締切期限は取扱機関にご確認ください。）



○取扱機関

センター名	担当区域	電話番号	FAX番号
横浜市東部地域療育センター	鶴見・神奈川	441-7711	441-7011
横浜市中部地域療育センター	西・中・南	253-0358	253-0378
よこはま港南地域療育センター	港南・栄	882-1210	882-1211
横浜市西部地域療育センター	保土ヶ谷・旭・瀬谷	353-6933	353-6934
横浜市南部地域療育センター	磯子・金沢	774-3831	772-6227
地域療育センターあおば	青葉	978-5112	978-5113
横浜市北部地域療育センター	緑・都筑	942-3451	942-8501
横浜市戸塚地域療育センター	戸塚・泉	825-1181	825-1185
総合リハビリテーションセンター	港北	473-0666	473-0956
神奈川県立こども医療センター	当該施設利用の児童に限る	711-2351	-
横浜療育医療センター		352-6551	-
横浜医療福祉センター港南		830-5763	-
重症心身障害児(者)施設サルビア		576-3000	-
小児療育相談センター（小児眼科）	当該施設で受診の上、眼鏡のみ申請する場合に限る	321-1724	321-3037

5 留意事項

- 業者によっては、横浜市訓練・介助器具助成事業を取扱っていない場合がありますので必ず見積書作成依頼時に御確認ください。
- 助成券の有効期限（利用期限）は、**助成決定日から2か月を原則**とします。なお、助成決定日から2か月が3月末を超える場合は、2か月以内ではなく3月末までに御利用ください。

○お問い合わせ先

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課
訓練・介助器具担当
TEL 671-4274 FAX 663-2304